

【議 題 1】

令和6年度岩手支部保険料率について

I . 令和6年度保険料率について 【医療分】

1. これまでの議論の経緯

- 令和6年度の保険料率については、本年9月20日開催の運営委員会において、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が解消していないこと、②被保険者数の伸びの鈍化、経済先行きの不透明さ等により、保険料の増加が今後も続くとは限らないこと、③足元の医療費の伸びが高水準であるほか、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を事務局より丁寧に説明した上で、議論が進められた。

また、本年12月4日開催の運営委員会では、北川理事長から「前任の安藤理事長の方針を引き継いで、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないようにしていきたいと考えており、協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組んでまいりたい。」との考えを示した。

- 本年12月20日開催の運営委員会では、委員長より「令和6年度平均保険料率について、前々回（9月20日開催）及び前回（12月4日開催）を含め、各委員からご意見をいただき、運営委員会全体としては、10%維持の意見であったとまとめられる。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して、特段の意見はなかった。」と取りまとめられた。
- 本年10月に開催した支部評議会においても、令和6年度平均保険料率について議論いただいた。当該議論を踏まえ、全支部より令和6年度平均保険料率に関する意見の提出があり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が40支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべき」との意見の両方の意見（両論併記）が6支部であった。（7ページ参照）
- 保険料率の変更時期については4月納付分（3月分）以外の意見は、なしであった。

2. 協会としての対応

- ① 平均保険料率について
令和6年度の平均保険料率は10%を維持する
- ② 保険料率の変更時期について
令和6年4月納付分（3月分保険料）からとする

令和6年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率及び準備金

- 医療給付費が年々増加傾向にある。今後も事業主、被保険者の保険料負担を極力抑制しつつ、協会けんぽの運営基盤を健全な状態で持続させていくため、医療給付費の増加が成り行き任せにならないよう、引き続き適切な取組をお願いしたい。その1つとして、国民がヘルスリテラシーを向上させ、セルフメディケーションをはじめとする自助の取組を後押しすることが重要である。従業員が心身ともに病気にかかりにくい就労環境の中で、健康を維持し、長く活躍してもらえるよう、実効性の高い健康経営やコラボヘルスを推進してほしい。また、医療資源の効率的、効果的な活用が極めて重要と考えており、リフィル処方箋の推進や医療フォーミュラの策定等を全国的に進めていくべき。
- 評議会の議論においても、様々なテーマについて例年以上に積極的な提言がされているように感じている。本部としても、支部からの提言を蔑ろにすることなく、意見を取りまとめ、運営委員会の場においても個々のテーマに突っ込んで議論していただきたい。それが、支部を通じた事業主や加入者の理解と、協会けんぽへの参画の意識を高めていくことにつながっていく。
支援金制度について、健康保険料率にも大きな影響を与えることが想定される。協会けんぽでは、将来の医療費の伸びに備え、2012年度から平均保険料率を10%に据え置き準備金を積んでいるわけだが、このことと政府の言っている国民負担の軽減効果についても非常に気になるところである。協会けんぽとしては、支援金制度と健康保険制度は別で考えたいということだと思うが、負担する事業主や被保険者は同じところからお金を拠出するため、このような大きな変革が予想されている中、今までのように中長期的な視点だけで10%を維持するという1点だけではもたなくなっている。5年後、10年後の協会けんぽのあり方をどのように考えていくかを運営委員会で早急に議論する必要がある。我が国の国民皆保険の持続可能性を考えると、医療費削減に取り組むほかない。そのためには、準備金に余裕のある今のうちに医療費削減の道筋を示していくことが重要である。

令和6年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見（続き）

1. 平均保険料率及び準備金（続き）

- 結論として、令和6年度の平均保険料率については、協会けんぽが中長期的な安定した運営のもとで、保険者機能が十分に発揮できるよう、現行の10%を維持することはやむを得ないと思っている。支部評議会の意見についても昨年同様10%を維持すべきという意見が大半であった。積極的な賛成より、料率維持もやむなしとの意見が多かったという認識である。そのことを踏まえ3点申し上げる。
 - 1点目は、支部間の料率格差である。今年度の保険料率は新潟支部9.33%から佐賀支部の10.51%まで大きな格差が生じている。インセンティブの資料から保険料率が高い支部も頑張っていることがわかる。支部の保険者努力だけでは医療費適正化を即座に図ることは難しいため、格差の縮小を図る仕組みを検討いただきたい。
 - 2点目は、インセンティブ制度についてである。エビデンスに基づき、評価指標の妥当性も含めて検討いただきたい。
 - 3点目は、国庫補助についてである。今後も可能な限り平均保険率10%を超えることのないよう国庫補助率を現在の16.4%から20%に引き上げるよう国に求めていただきたい。
- 支部評議会の意見を見ていると、中長期的観点により平均保険料率10%維持というコンセンサスは多くの評議会で行っているように感じる。平均保険料率10%維持というコンセンサスが取れている中で、努力をしていかなければいけない。デジタル化について、健保組合の中でデジタル化を進めた結果、財政状況がいいという健保組合がある。協会けんぽでもシステム改修等取り組んでいると思うが、世の中のスピードは速いため、どんどん先取りして、協会けんぽがリードするようにしてほしい。
- 支部評議会の意見について、平均保険料率10%を維持すべきとの意見がある中で、両方の意見がある支部もあり、どちらの意見も理解できるため難しい問題だと感じた。いくつかの支部で国庫補助率の引き上げを求める声があった。これは私としてもお願いしたい。また、インセンティブ制度について加入者にどれくらい認知されているかとの意見があった。私のところにもインセンティブ制度の案内が届いて従業員へ説明したが、なかなか理解されなかった。もう少し周知方法を検討すべきとの意見に賛成である。

令和6年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見（続き）

1. 平均保険料率及び準備金（続き）

- 令和6年度の平均保険料率の考え方に関して、財政の見通しの推計が保険料率を検討するうえで安定的な財政基盤を確保するための判断材料として、手堅い推計をしていただいていると認識している。いくつかのシミュレーションをしても10年後には単年度収支で赤字になることが推計として出ているが、コロナ等の不確定なこともあるため従来のやり方にとらわれず経済の状況を的確に反映した推計や説明をお願いしたい。平均保険料率が10%というのは、毎年変化する残高がどう積み上がっていくかを見ながら政策を打っていくべきである。
- 過剰診療への対策について、例えば抗菌剤や湿布剤は患者が要求し、出さなければ納得してもらえない。エビデンスのない診療に関しては被保険者の理解が重要である。そこがなければ診療側は言われれば出さなければいけなくなってしまう。保険者として被保険者に正しい情報を提供していくことが重要である。ポリファーマシーの問題もあり、5剤以上飲んでいるという事例が起これば、かえって毒になってしまうこともある。いわゆる効果だけではなく、毒性も含めてその薬の正しい使い方を被保険者に教えてほしい。
データ分析をしていて、今後骨折が増えてくる可能性がある。いくつか理由はあるが、1つは特にここ20年ぐらいで若い女性が痩せすぎていることである。美に対する意識で痩せていることとなり、痩せなければいけないとなってしまう。痩せている人は骨量という骨の中の柱が弱くなっている。加えて、色白であることを強要してくる社会になっているため、UVカットを基本とし、光に当たらなくなっている。そうすることでビタミンDが不足することになる。この国は骨折の予備軍を多く作ってしまっている。その多くは女性で、特に閉経後に骨折が増えてくる。骨折を予防する観点でも栄養指導が重要である。骨を強くするような健康教育に保険者として取り組まなければいけない。

令和6年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見（続き）

1. 平均保険料率及び準備金（続き）

- 保険料率の問題について、支部評議会でおおむね平均保険料率10%を維持するべきとの支部が多く、単年度均衡主義を超えて中長期的に考えることが広まっていることは感銘を受けた。その中で医療費抑制をしなければいけない。まずはローバリューケアとして効果が乏しいことに関してまず廃止とすることから始まって、その次に同じ効果で費用が安くなるバイオシミラーや外来での手術の実施があり、その次に効果が高いけれど費用が高いものをどうするかという議論になる。臨床医は危機感を持っており、費用対効果を考えなければいけないと思っているが、どこまで支払うべきか、患者への適用を費用対効果で考えるべきか、議論が煮詰まっていないところもある。医療費適正化でローバリューケアと費用を削減するところから始めるのは合理的である。

2. 保険料率の変更時期

- 令和6年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和6年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和5年10月に開催した各支部の評議会での意見については、

- 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025（令和7）年度に向けて後期高齢者支援金が増大していくなど、今後の協会けんぽの財政は楽観を許さない状況であり、支出の増加が見込まれていること
- 協会の財政について、持続可能性の観点から、「大きな変動がない限り、中長期考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと

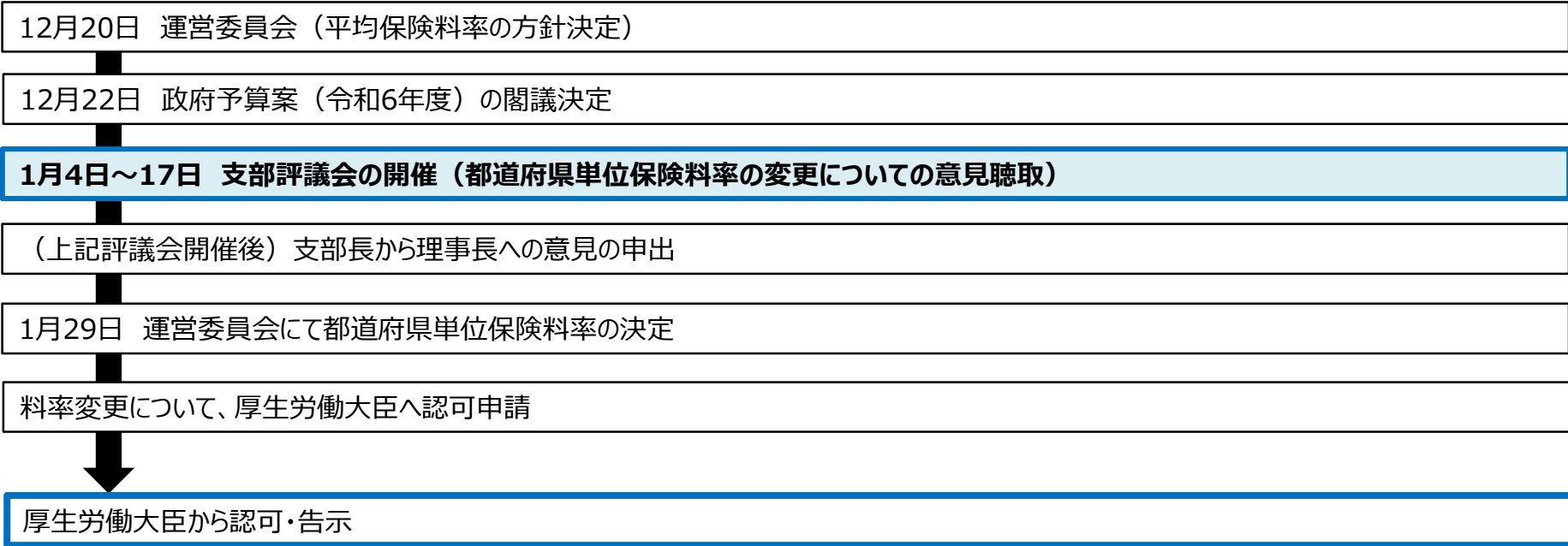
ことについて評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし	0支部(0支部)	※()は去年の支部数
意見の提出あり	47支部(47支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	40支部(39支部)	←岩手支部意見は①に該当
② ①と③の両方の意見のある支部	6支部(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	1支部(1支部)	

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

都道府県単位保険料率決定までスケジュール（予定含む）



《参考》

◎健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、**都道府県単位保険料率の変更が必要と認められる場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。**
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときには、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

協会けんぽ全体の収支見込（医療分）

※令和6年度平均保険料率10.0%の場合の見込

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲1,442	R6年度保険料率：10.00%
	その他	217	205	▲12	172	▲34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲110	
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲0	0	▲0	
	病床転換支援金	0	0	▲0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲516	○ R6年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率：9.70%
単年度収支差		4,319	3,926	▲393	3,083	▲843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和5年度（直近見込）から1,359億円の減少となる見込み。

➤ 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和5年度（直近見込）から516億円の減少となる見込み。主な要因は、

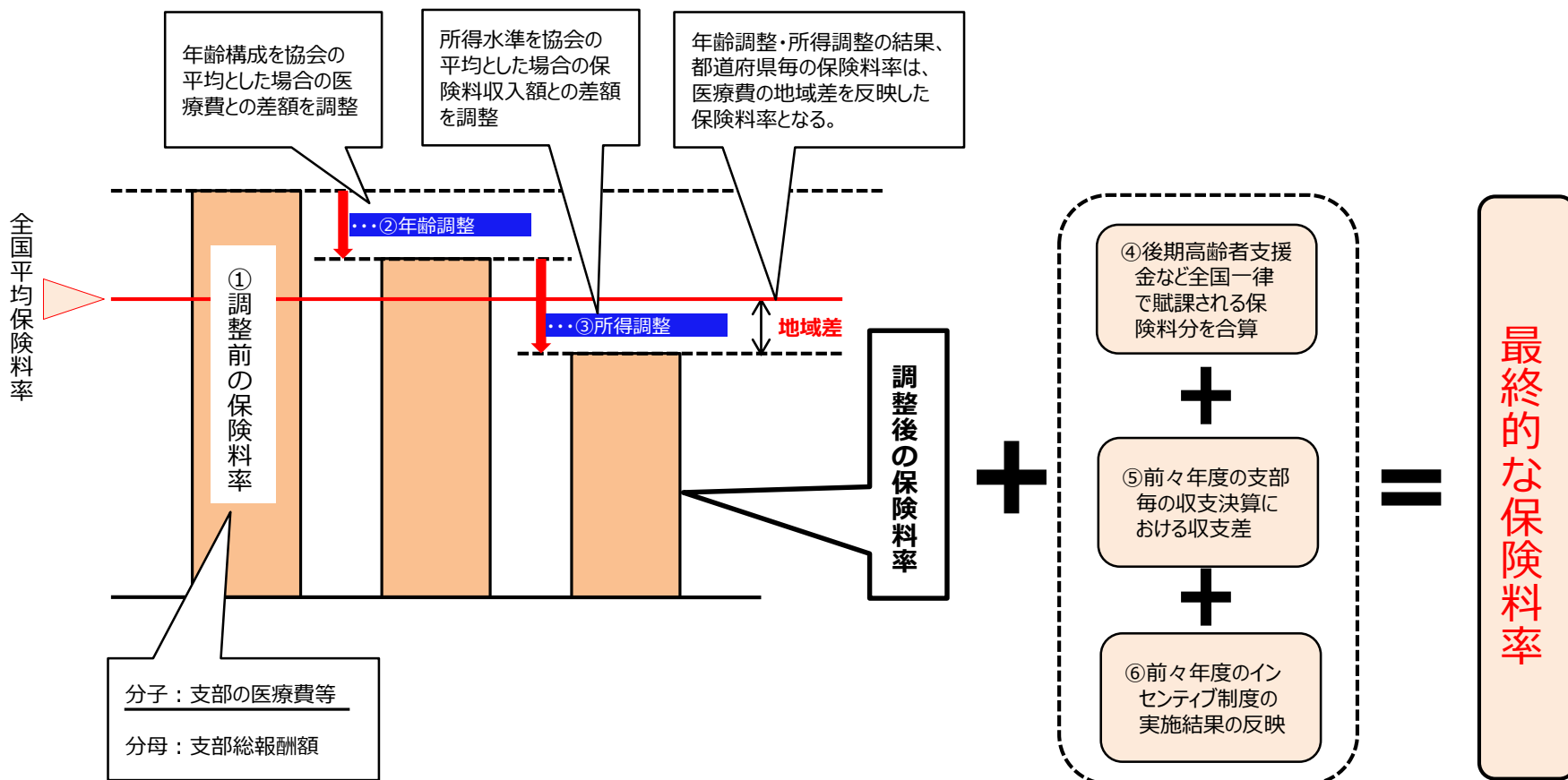
➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。

➤ 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

都道府県単位保険料率決定のプロセス・イメージ

- 地域の年齢構成や所得水準を考慮することなく、医療費をそのままその都道府県単位保険料率に反映させると、年齢構成の高い都道府県ほど医療費が高く、保険料率も高くなる。また、所得水準の低い都道府県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。
- このため、都道府県単位保険料率の設定に当たっては、その地域の年齢構成や所得水準の違いをそのまま料率に反映させるのではなく、年齢構成の違いによる医療費の差や、所得水準の違いによる財政力の差を調整した上で、各都道府県単位保険料率を設定することとなっている。

保険料率決定の大まかなイメージ（年齢構成における高齢者の割合が高く、所得水準が低い岩手支部の場合）



令和6年度 岩手支部の保険料率について

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

① 医療給付費についての調整前保険料率

6.043%

※計算方法の詳細は13～14ページを参照

- 年齢調整 …… 年齢構成を全国と同じとした場合の支部の医療費との差額を調整するもの
- 所得調整 …… 所得水準を協会全体の平均とした場合の医療費の差額を調整するもの

調整計
▲0.92%

② 年齢調整 ▲0.32%
③ 所得調整 ▲0.60%

- 岩手支部における令和4年度のインセンティブ制度実施結果は、0.010%料率を引き上げる方向に作用（上部15支部に入らなかったため）

医療給付費についての調整後保険料率

5.123% **ア**
(前年度比+0.012%)

④ 共通保険料率 (全国一律の部分)

4.60% **イ**
(前年度比-0.04%)

現金給付費 業務経費 一般管理費
前期高齢者納付金 後期高齢者支援金 等

⑤ 前々年度精算分

▲0.108% **ウ**
(前年度比-0.112%)

R4年度の支部毎の
収支決算における収支差

⑥ インセンティブ分

0.010% **エ**
(前年度比 ±0%)

R4年度のインセンティブ
制度実施結果

ア + イ + ウ + エ

令和6年度における岩手支部 保険料率

9.63% (小数点以下第3位四捨五入)

《参考》

- 実際の保険料額
岩手支部における平均の標準報酬月額26万円の場合（R5.9月時点）※介護保険料を除く
- ・ 令和5年度料率9.77%⇒25,402円（折半額12,701円）
- ・ 令和6年度料率9.63%⇒25,038円（折半額12,519円）
- **令和5年度と比較し、1ヶ月で364円（折半額182円）の減額**

【※令和5年度9.77%、前年度比-0.14%】

令和6年度 岩手支部保険料率 計算方法の詳細

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

① 医療給付費についての調整前保険料率

(百万円)

	R5年度	R6年度	差
岩手支部医療給付費 (料率セット時見込み)	53,818	54,389	+571

$$\frac{\text{岩手支部医療給付費}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{54,388,815,962\text{円}}{899,988,631,937\text{円}} = 6.043\%$$

【前年度比+0.047%】

(百万円)

	R5年度	R6年度	差
岩手支部総報酬額 (料率セット時見込み)	897,564	899,989	+2,425

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

②年齢調整

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費×岩手支部加入者数

$$= 140,572円 \times 384,106人 \div 53,994,514,894円 \dots \textcircled{ア}$$

- 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費に、岩手支部年齢階級別の加入者数を乗じた額を合計した額

年齢構成	全国平均の医療給付費 (令和6年度見込み)	岩手支部加入者数 (令和6年度見込み)	医療給付費×加入者数
0～4歳	201,043	13,945	2,803,571,900
5～9歳	96,990	18,901	1,833,223,524
10～14歳	82,532	21,354	1,762,363,001
15～19歳	70,441	22,948	1,616,484,123
20～24歳	64,681	21,923	1,417,974,305
25～29歳	77,061	20,335	1,567,074,588
30～34歳	89,403	23,298	2,082,904,347
35～39歳	96,113	28,578	2,746,717,591
40～44歳	103,413	32,813	3,393,229,624
45～49歳	121,209	37,408	4,534,205,447
50～54歳	149,532	35,120	5,251,499,045
55～59歳	187,830	32,895	6,178,735,959
60～64歳	234,953	34,724	8,158,558,273
65～69歳	293,518	24,451	7,176,728,598
70～74歳	411,923	15,413	6,349,125,699
合計		384,106	56,872,396,022

- 年齢調整額 = $\textcircled{ア} - \textcircled{イ} = \blacktriangle 2,877,881,128円$

$$\text{●年齢調整率} = \frac{\text{年齢調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 2,877,881,128円}{899,988,631,937円} \div \blacktriangle 0.32\% \text{【前年度比}\pm 0\% \text{】}$$

岩手支部は高年齢者の構成比が全国平均より高いため、年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

③所得調整

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} & \text{全国の医療給付費合計} \times \frac{\text{岩手支部総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ & = 5,534,877,040,413\text{円} \times \frac{899,988,631,937\text{円}}{102,508,874,160,000\text{円}} = 48,594,099,353\text{円} \dots \textcircled{ウ} \end{aligned}$$

- 全国平均の加入者1人当たり医療給付費に岩手支部加入者数を乗じた額

$$= 140,572\text{円} \times 384,106\text{人} \doteq 53,994,514,894\text{円} \dots \textcircled{エ} \text{ (前ページの㉞と同じ)}$$

- 所得調整額 = $\textcircled{ウ} - \textcircled{エ} = \blacktriangle 5,400,415,540\text{円}$

- 所得調整率 = $\frac{\text{所得調整額}}{\text{岩手支部総報酬額}} = \frac{\blacktriangle 5,400,415,540\text{円}}{899,988,631,937\text{円}} \doteq \blacktriangle 0.60\%$
【前年度比-0.03%】

岩手支部は所得水準が全国平均より低いため、所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、保険料率は下がる方向に調整される。

④ 共通保険料率（全国一律の部分）

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

共通料率（A + B - C）	4.60 % 【前年度比 -0.04%】
A. 第2号都道府県単位保険料率	3.94 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.68 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.40 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 3.94\%$$

※第2号経費・・・現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等

【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.68\%$$

※第3号経費・・・業務経費、一般管理費、準備金積立等

【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.02\%$$

※収入等見込額・・・日雇い保険料収入、雑収入等

参考：都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和6年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費（国庫補助を除く）	5,534,877
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等（出産育児交付金、国庫補助、日雇拋出金を除く）	523,117
・拋出金等（国庫補助を除く）	3,513,950
・前期高齢者納付金	1,161,955
・後期高齢者支援金	2,351,987
・病床転換支援金	8
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費（国庫補助を除く）	234,195
・一般管理費（国庫負担を除く）	83,558
・貸付金	78
・雑支出	19,445
・準備金積立て	308,257
*事務経費・雑支出（国）	51,952
合 計	10,269,430

【収入】

保険料収入	
・保険料収入（一般分）	10,250,887
その他収入	
・貸付金返済収入	78
・雑収入	14,001
*日雇特例被保険者保険料収入	1,431
*雑収入等（国）	3,033
合 計	10,269,430

- ・ *については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

⑤前々年度精算分

※端数処理のため、計数が整合しない場合がある

※令和6年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和4年度の都道府県支部毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\begin{aligned} \text{精算部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和4年度岩手支部収支差}}{\text{令和6年度岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{971,569,446 \text{ 円}}{899,988,631,937 \text{ 円}} \\ &= \boxed{0.108\dots\%} \quad \text{【前年度比-0.112\%】} \end{aligned}$$

令和4年度の岩手支部の収支差は、約971,569千円（当初の見込みよりプラスであった。）となっており、その分について、令和6年度において保険料率を**引き下げる**事となる。

⑥インセンティブ分

※令和6年度の都道府県単位保険料率の算定においては、令和4年度のインセンティブ制度の実施結果を反映させることとなる。

$$\begin{aligned} \text{インセンティブ部分の保険料率換算} &= \frac{\text{令和4年度インセンティブ制度による加減算額}}{\text{令和6年度岩手支部総報酬額}} \\ &= \frac{88,885,881 \text{ 円}}{899,988,631,937 \text{ 円}} \\ &= \boxed{0.010\dots\%} \quad \text{【前年度比±0\%】} \end{aligned}$$

令和4年度のインセンティブ制度の実施による加減算額は、プラス約88,885千円となっており、その分、令和6年度において保険料率を**引き上げる**事となる。

全国における岩手支部の位置

令和6年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.42	1
10.35	1
10.34	1
10.33	1
10.30	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.20	1
10.19	1
10.18	1
10.17	1
10.13	2
10.07	1
10.03	1
10.02	3
10.01	1
10.00	1

20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.95	1
9.94	3
9.92	1
9.91	1
9.89	2
9.85	3
9.84	1
9.81	1
9.79	1
9.78	1
9.77	1
9.68	1
9.66	1
9.63	1
9.62	1
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.49	1
9.35	1

26

岩手支部

全国で7番目に低い保険料率
(令和5年度は12番目に低かった)

令和6年度都道府県単位保険料率の令和5年度からの変化
(暫定版)

令和5年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.28	+420	1
+0.27	+405	1
+0.24	+360	1
+0.16	+240	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.09	+135	1
+0.08	+120	1
+0.06	+90	3
+0.05	+75	4
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
0.00	0	1
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	2
▲0.04	▲60	3
▲0.05	▲75	1
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	3
▲0.17	▲255	1
▲0.21	▲315	1
▲0.30	▲450	1
▲0.34	▲510	1
▲0.37	▲555	1

24

22

岩手支部

注1. 「+」は令和6年度保険料率が令和5年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

Ⅱ. 令和6年度保険料率について 【介護分】

介護保険料率について

収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	納付金対前年度比 ⇒ ▲98
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和6年度の介護保険料率は1.60%となる。令和5年度の1.82%から引下がる最大の要因としては、令和4年度納付分に多額の精算（戻り分1,837億円）が発生したことがあげられる。